

桑名市こどもの権利条例のこども向け周知・啓発業務委託仕様書

1. 業務名

桑名市こどもの権利条例のこども向け周知・啓発業務

2. 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日 まで

3. 業務の目的及び基本的な考え方

令和 7 年 4 月に施行する桑名市こどもの権利条例（以下「本条例」という。）は、こども、市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設の果たすべき役割を明らかにし、こどもに関する施策の基本となる事項を定めることで、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会を実現し、こどもの権利を保障することを目的としている。

これを踏まえて本業務は、本条例の趣旨や内容等について、権利の主体であるこどもに対して周知・啓発を図るために実施するものである。

4. 委託業務の内容

(1) パンフレットの作成・配布（小学生用と中高生用の 2 種類）

小学生、中高生を対象に、各年代に応じて理解・関心が促進されるような内容となるように、委託者及び受託者との打ち合わせを行いながら、内容を検討し、こどもに伝わるように工夫を凝らしたパンフレットを作成し、配布する。

なお、パンフレットについては、紙媒体とともに、市ホームページでの掲載や各児童・生徒が学校で用いるタブレットに掲載できるデジタルブック形式も作成する。

① パンフレット【紙媒体】の要件

A) 規格

- ・寸法：A 4
- ・頁数：8 頁までにまとめる
- ・印刷：オールカラー（4C）
- ・用紙：コート紙 90K

B) 対象・数量・配布

- ・小学生向け：500 部
⇒市内小学校 30 校（私立：1、市立：28（分校含む）、特別支援：1 校）に各 10 部、公共施設 10 か所に各 20 部を配布
- ・中高生用向け：5,000 部
⇒市内中学校 12 校（私立：1、市立：10（分校含む）、特別支援：1 校）、

市内高校 6 校（私立：1、県立：4、特別支援：1 校）に各 10 部及び市内
高校については生徒数分、公共施設 10 か所に各 20 部を配布

② パンフレット【デジタルブック】の要件

A) 閲覧要件

- ・ブラウザを利用して、本をめくるような見せ方で閲覧することができるようにすること。
- ・特別なソフトウェアのインストールが不要であること。
- ・PDF にアクセスするよりも速くアクセスができること。（クリックした際に速く表示されること。）
- ・Chrome、Firefox、Safari、Edge 等（最新版）のブラウザで動作保証すること。
- ・iPad・iPhone、アンドロイド系等の各種スマートフォンでも動作保障できるものであること。

（iPad 等の利用の場合は HTML5 により実現するなど、パソコン版のように本をめくるような見せ方でなくても可とする。）

B) 機能

・拡大・縮小機能

デジタルブックに掲載している文字や写真等の一部を拡大・縮小することができること。拡大・縮小倍率は複数用意できること。

・ページ指定ジャンプ機能

デジタルブックにある複数のページの中から、利用者が指定したページにジャンプしてすぐに当該ページを閲覧することができること。

・ページ表記機能

現在、閲覧しているページがデジタルブック全体の何ページ目であるかが、利用者に容易にわかること。

・印刷機能

デジタルブックのページが印刷できること。なお、ページ内の任意の場所を選択しその部分のみ印刷できればなお良い。

・ヘルプ表示

利用者にデジタルブックの利用方法を簡易にわかりやすく示すページがあること。

ソフトウェアに標準的に装備されているものでなくても、HTML でヘルプページを作成するなど他の手法を提案すること。

・リンク機能

特定のエリアを指定してリンクの貼り付けが可能となること。

(2) こどもに対して効果的に周知・啓発するための企画提案事業【自由提案事業】

① 内容

本業務の目的及び基本的な考え方を踏まえて、(1) のパンフレット作成以外で、本プロポーザルにおいて受託者が提案した効果的な周知・啓発業務について、委託者及び受託者の協議により詳細を企画・事業化し、実施する。

(想定される企画例)

動画の作成・配信、SNS を活用した発信、イベントやキャンペーンの企画（懸賞付き） など

② 留意事項

- ・本プロポーザルにおいて、独自性を発揮した効果的な提案を行うこと。
- ・本事業の目的を踏まえたうえで、自由提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。
- ・具体性のある実現可能な提案とすること。
- ・実施内容は 委託者と協議の上、決定すること。
- ・委託者が従事者を配置する必要がある場合は、必要な従事者数について委託者と協議を行った上、十分な期間を設けて事前準備を行うこと。

5. 共通留意事項

- (1) 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方協議の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- (3) 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度 委託者 と協議すること。
- (4) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者 と 随時 協議を行い、委託業務を進めること。
- (5) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を桑名市内に本店、支店、または営業所等があり、かつ、桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者とするに努めるとともに、以下の点を明確にして、あらかじめ委託者の承諾を得ること。

- ① 再委託する業務の範囲
- ② 再委託する合理性及び必要性
- ③ 再委託先の業務履行能力

- ④ 再委託業務の運営管理方法
- (6) 受託者が本仕様書に違反したとき、又は業務を完了する見込みがないときは、委託者は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (7) 著作権等
 - ① 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。
 - ② 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。
 - ③ 委託者と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについては、上記①及び②に記載の限りではない。